

一般社団法人網走青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人網走青年会議所（英文名 Junior Chamber International Abashiri）（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を北海道網走市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会議所は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力し地域開発を図り、もって日本経済の正しい発展を図る。
- (2) 指導訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員相互の連携を図る。
- (3) 国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与する。

(事 業)

第4条 1 本会議所は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の個人修練に関する事業
- (2) 経済、社会、文化の改善発展に関する研究及び実施
- (3) 社会奉仕及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他諸団体との連携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

(運営の原則)

第5条 1 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 1 本会議所に次の会員を置く。

- (1) 正会員 網走市及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の青年で、理事会において入会を承認されたものとする。た

だし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合、当該事業年度の末日までは、なお正会員の資格を有するものとする。

- (2) 特別会員、正会員ではない者で直前理事長となり、または監事に選任された者とする。この時、第7条の規定は適用しない。
- (3) 名誉会員 本会議所に功労のある者で、理事長の推薦を経て、総会において承認されたものとする。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 本会議所の会員になろうとする者は、別に定める一般社団法人網走青年会議所正会員資格規程の定めにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第8条1 正会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第8条の納入義務を履行しなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 1 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

- 第13条 1 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 理事長候補者の選出
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認並びに変更
 - (5) 事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 諸規定の制定、変更及び廃止
 - (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (8) 会員の除名
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 1 総会は、定時総会として毎年1月及び12月に2回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。
- 2 前項の総会のうち、1月に開催される定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

- 第16条 1 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、理事長は、総会の日時、場所、目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、総会の日1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条
- 1 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第20条 1 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によりその議決権を行使し、又は他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条
- 1 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条
- 1 本会議所に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上14名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条
- 1 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。
 - 2 監事は、総会の決議によって正会員又は特別会員の中から選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 役員を選任の方法に関しては、別に定める一般社団法人網走青年会議所役員選任に関する規則による。

(理事の職務及び権限)

- 第24条
- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条
- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条
- 1 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
 - 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長及び顧問)

- 第29条
- 1 本会議所に、1名の直前理事長及び1名以上2名以内の顧問を置くことができる。
 - 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、この法人の業務の執行について理事長の相談に応じ必要な助言を行う。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 - 4 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。
 - 5 直前理事長及び顧問として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
 - 6 直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

- 第30条
- 1 本会議所に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし理事長を選定する場合において、理事会は、総会にこれを付議し、その決議結果を参考にすることができる。

(開催)

- 第32条 1 理事会は、定例理事会として原則毎月1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する。
- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事長以外の理事の請求があったとき、理事長がこれを招集し開催する。

(招集)

- 第33条 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第36条 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 推進室

(推進室の設置)

- 第37条 1 本会議所に、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議をし、又は実施するため、推進室を設置する。
- 2 推進室の構成や運営に関する事項は、運営規定による。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 1 本会議所の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 1 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間以上備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

- 第41条 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第44条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

- 第45条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 1 本会議所の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事 務 局

(事務局)

- 第 47 条
- 1 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には、事務局長 1 名及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長は、専務理事の指示により、庶務を処理する。
 - 4 事務局長及び事務局の職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第 12 章 雑 則

(委 任)

- 第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。（以下省略）

一般社団法人網走青年会議所正会員資格規定

第1章 総 則

第1条 本規定は、一般社団法人網走青年会議所定款に基づき、本会議所正会員の資格に関する事項を規定する。

第2章 正会員の入会審査

- 第2条
1. 本会議所に正会員として入会を希望する者は2名の正会員による推薦により、入会申込書を事務局に提出しなければならない。
 2. 入会の承認は理事会が決定する。
 3. 正会員の推薦者の資格は、過去1年間の出席率60%以上の正会員たる事を要する。
 4. 推薦者は、被推薦者の出席並びに会費納入の義務履行について入会の日より2年間責務を負うものとする。

第3章 会費及び入会金

- 第3条
1. 正会員は、年会費120,000円を原則として1月末日迄に1年分を納入しなければならない。但し、1月、7月末日迄に半期分を納入することができる。
 2. 正会員は入会に際し、入会金2万円を納入しなければならない。但し、同一事業所で継続して入会する新入会員は入会金を免除する。
 3. 年度途中に入会する正会員の会費は、入会する月から年度末までの月割りで計算し、納入しなければならない。
 4. 休会を承認された正会員は、正規に会費を納入しなければならない。
 5. 年度途中で退会及び除名された者の年会費については、退会及び除名された翌月から年度末までの月割りで計算し、返納する。
 6. 上記の正会員において、特定の職業に就いていない者や会員の同居内家族が入会する場合、入会金を10,000円、年会費を30,000円とする。
 7. 包括連携協定を締結して関係団体に所属している者は6の規定と同様の扱いとするが、本人の申し出があり、通常の会員となる場合は理事会の承認を得るものとする。また、団体からの会費・入会金の負担がある場合はその限りではないものとする。
 8. 6の条件下で入会した正会員については総会に於いての議決権は有するが役職に就けないものとする。

第4章 休 会

第4条 正会員が長期にわたる病気又は出張その他の事由により止むをえず出席できない時は理事長に休会届けを提出し理事会の承認を得なければならない。

第5章 除 名

第5条 理事長は、正会員が納期1ヵ年を経過しても会費を納入しない時は、期限を定めて督促する。督促にもかかわらず納入しない時は、本規定第7条により処置するものとする。

第6条 理事長は、正会員が半期出席50%以下のときは、出席の督促をする。督促にもかかわらず出席しない時は、本規定第7条により処置するものとする。

第7条 本規定第5条、第6条の履行違反に対する処置は、次のとおりとする。

(1) 理事会において本人に弁明の機会を与え、その理由いかんによって理事長は理事会の議決を得て、本人に退会届けの提出を勧告する。

(2) 前項の勧告に応じない時は、理事会は、定款第10条により処置するものとする。

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。

令和2年1月15日 改正施行する。

一般社団法人網走青年会議所運営規定

第1章 総 則

第1条 定款に基づき運営の円滑と総意の結果を容易ならしめるため本規定を定める。

第2章 会 議

第2条 1. 青年会議所運動の推進を図るため、各事業活動及び青年会議所活動の総合調整、検討、反省等を行う目的をもって例会を行う。例会は原則として2月から11月迄の毎月2日19時より、21時迄開催される。
2. その他、理事会で承認されたものについて例会を行う。
3. 正会員は、総会・例会・推進室及び事業に出席する義務を有する。
4. 理事長が認めたJC公務及び2親等以内の冠婚葬祭は予め届出る事により前項の義務を免除する。
5. その他止むを得ない事由により理事会の承認を得たときは前項に準ずることができる。

第3条 例会推進室及び事業行事の出席補正について次の通り定める。
(1) 他JCの例会に出席した場合は1回とする。但し前後2ヵ月に限る。
(2) 日本JC全国大会、地区大会、地区協会議、ブロック会議、エリア会議、セミナー（JC主催）、他JCの記念式典に出席した場合は1回とする。
(3) 行事、室会議出席2回をもって1回とする。
(4) その他、理事長が必要と認めたとき。

第4条 1. 総会・例会及び事業に欠席、その他について次の通り定める。止むを得ない理由により出席できない場合は例会開始1時間前までに、事務局又は専務理事に届出なければならない。又、例会の拘束時間は原則として19時より21時迄とする。但し、例会幹事の拘束時間は18時30分より21時迄とする。
2. 正会員の慶事については、JCボックスを設置し自発的に拠金するものとする。第1項、第2項の運営管理は専務理事が行う。

第5条 例会には例会幹事を置く。例会幹事は次の職務を行う。
(1) 例会場の設営
(2) 例会の司会及び進行
(3) 例会の記録

(4) その他、例会の運営に必要な事項但し、例会出欠の確認は専務理事が行う。

第3章 役員

第6条 役員を選任は別に定める規則による。

第7条 役員の仕事は、定款第24条第1項から第4項、第25条第1項から第2項の定めによる。

第4章 推進室

第8条 本会議所は、専門事項を調査審議及び実施するため次の推進室を置く。

- (1) 総務室
- (2) 地域開発室
- (3) 人間力開発室
- (4) その他理事会が必要と認めた推進室

第9条 推進室は、正会員により組織する。正会員は、全ていずれかの推進室に所属しなければならない。委員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。但し、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事はその限りではない。

第10条 推進室は、原則として毎月1回以上開催し、事業の実施推進を図らなければならない。

第11条 推進室

(1) 総務室

- イ. 諸会議の設営に関する事項
- ロ. 画像・映像等の記録・管理に関する事項
- ハ. 情報共有ツールの作成・管理に関する事項
- ニ. 情報発信の実施に関する事項
- ホ. 北方領土問題への当事者意識を醸成する事業に関する事項
- ヘ. その他理事会が必要と認めた事項

(2) 地域開発室

- イ. 市民を対象とする地域課題に対する当事者意識醸成事業に関する事項
- ロ. 青少年を対象とする青少年育成事業に関する事項
- ハ. その他理事会が必要と認めた事項

(3) 人間力開発室

- イ. 会員に対する人間力向上に関する事項

- ロ. 国家に対する当事者意識を醸成する事業に関する事項
- ハ. 新入会員育成事業に関する事項
- ニ. 会員拡大に関する事項
- ホ. その他理事会が必要と認めた事項

(4) その他理事会が必要と認めた推進室

第12条 推進室で調査審議した事項は、理事会に報告し承認を得なければならない。

第5章 褒 賞

第13条 1. 本会議所は、青年会議所運動の成果を高めるため褒賞を行う。

(1) 優秀会員賞

例会への出席90%以上の会員で、補正を含め100%以上のものを対象とする。例会出席の補正は出来ないが、褒賞に関しては補正とみなす。ただし、補正事業は理事長が決定する。

(2) 理事長賞

青年会議所運動において、特に顕著な功績のあった会員・委員会等を対象にして行う。

2. 前項第1号・第2号の対象者から、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・監事を除く。

3. 審査は理事長・副理事長及び専務理事で行い、理事会の承認を経て決定する。

4. 褒賞は原則として12月に行う。

第6章 慶 弔

第14条 慶弔に関する事項は次の通り定める。

本会議所会員に関する慶弔は時次の金品を贈る。

(1) 結 婚 会員の結婚（記念品）5,000円以内

配偶者を例会に招待し記念品を贈り祝福する。

(2) 死 亡 会 員 30,000円

会員の1親等以内 10,000円

OB会員 10,000円

OB会員配偶者 5,000円

外に新聞広告及び花輪を贈ることができる。

(3) 見舞金 会員の災害及び病気の見舞金は、状況により理事長必要と認めたときは見舞金を贈ることができる。

(4) その他の慶弔については、理事長が決めるものとする。

第7章 管 理 保 存

期間	保 存 記 録 名	摘 要
永久	定款、諸規定 創立関係書類、認承証、社団取得書類 総会資料及び議事録、理事会資料及び議事録 登記及び役員登記、各種契約書 財務諸表（予算・決算） 理事長選挙に関する資料 会員大会開催記録及び周年記録 歴代理事長経歴書、会員名簿 OB会員名簿 受賞賞状、感謝状、褒賞資料	要覧 プロジェクトチーム 報告書を含む。 事業計画事業報告書
10年	会計帳簿	
7年	会計に関する報告書及び書類	
5年	室、委員会資料及び報告書、各種写真、録音テープ	
1年	発信・受信文書 諳会議日程（例会委員会理事会） 総会の案内 日本JC・地区協関係書類 各種事業のパンフレット及び案内	

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。

一般社団法人網走青年会議所役員選任に関する規則

第1章 総 則

- 第1条 定款第23条に定める役員選任の手続きは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 役員選任に関する事務を管理するため、理事長選挙管理委員会（以下選管委員会と称する）及び役員選考委員会（以下選考委員会と称する）を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会（選管委員会）

- 第3条 選管委員会の定員は5名とし、毎年5月末日迄に理事会の承認を得て理事長が正会員の中より指名する。選管委員会に欠員が生じたときには直ちに前項に準じて補充する。
- 第4条 選管委員会は、互選により1名の委員長を定める。委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表して選管委員会は、あらかじめ委員の中から委員長事故あるときに委員長を代理するものを定めておかななければならない。
- 第5条 選管委員会の任期は、選挙事務処理が完了した時迄とし、その結果を文章により理事長に報告しなければならない。

第3章 告 示

- 第6条 理事長の選挙に関する告示は、すべて選管委員長の名を以って文章により会員を通知し、事務局に告示する。

第4章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 法人会及びそれに基づく定款第23条第3項により、理事が理事長選挙権を有する。
- 第8条 本会議所の正会員の中で下記の一項に該当する者は理事長の被選挙権を有する。
- (1) 副理事長・専務理事経験者
 - (2) 理事・監事経験2回以上の者
 - (3) 日本JC役員・地区協役員・ブロック協役員
 - (4) 過去二年間の平均出席率（例会事業及び推進室あわせて）70%以上の者
- 但し、理事長経験者及び選挙人名簿確定日迄の所定の会費を納入しない者は、これを有しない。

第5章 理事長の候補者

- 第9条 被選挙権を有する会員で理事長の候補者になるときは、選挙権を有する3名以上の正会員の推薦を必要とし、選管委員会の定めた期日迄に次の書類を添えて届けなければならない。
- (1) 候補者の履歴書及び青年会議所に於ける経歴書
 - (2) 推薦者名簿
- 但し、候補者の推薦は1名についてのみ行うことができる。
- 第10条 選管委員会が定めた期日迄に候補者の届出がないときは、理事会が10日以内に理事長予定者を推薦する。理事会の承認を得た理事長予定者は推薦を得た日より10日以内に第9条に規定された書類を添えて選管委員会に届出なければならない。
- 第11条 選管委員会は、審査の結果候補者の資格が正しければ、直ちにこの旨を正会員に告示しなければならない。

第6章 理事長の選挙

- 第12条 理事長選挙の投票は、総会に於いて選管委員会の所定の用紙を用いて行う。投票日及び投票場所は、選管委員長がこれを告示する。
- 第13条 理事は、他の理事の委任を受けて投票を行うことはできない。但し、理事にして投票日に投票できないときは、不在者投票を行うことができる。不在者投票に関する事項は、選管委員会においてこれを定める。
- 第14条 投票及び開票に際しては3名以上の立会人を置く。立会人は選管委員会において指名する。但し、立会人は正会員たるを要しない。
- 第15条 理事長の候補者が複数以上で第1位の候補者の得票数が有効投票数の過半数に達しないときは第2位の候補者と再投票を行うものとする。
- 第16条 理事長の候補者が1名のとときには正会員の3分の2以上の信任を得なければならない。その方法については理事会において定める。

第7章 選挙運動

- 第17条 選挙運動に関する項については、理事会の議をへてこれを定めることができる。

第8章 選挙人名簿

- 第18条 選挙人名簿は、毎年6月30日までに選挙委員会において確定する。
- 第19条 本会議所は、選挙人名簿を事務局に於いて随時閲覧に供する。
- 第20条 天災地変その他の事故によって必要あるときは、さらに選挙人名簿を確定する。

第9章 当 選 人

第21条 当選人が確定したときは、選管委員長は直ちにその旨を告示し、且つ総会に報告しなければならない。但し、当選人及び推薦人が、その選挙に関して本規則及び定款諸規則に違反したときは、理事会の議を経てその当選を無効とする。

第10章 役員選考委員会（選考委員会）

第22条 本年度理事長は、次年度理事長当選者の決定後すみやかに選考委員会を招集しなければならない。

第23条 選考委員会は、次年度理事長当選者・本年度理事長・同副理事長・同専務理事を以って構成し、その中より選考委員長及び副委員長各1名を互選により決定する。

委員長事故あるときは副委員長が代理する。次年度理事の定数は選考委員会において決定する。

第11章 選考委員会の任務

第24条 選考委員会は、次年度理事長を除く理事選任にあたるため、第18条に規定された選挙人名簿により正会員に対し所定の役員推薦用紙を発送し、次年度理事候補者の推薦を求める。但し、推薦用紙発送のとき推薦に必要と思われる参考資料を同封することができる。また、推薦用紙に一連番号を付することもできる。

第25条 正会員は前条により送付された推薦用紙に正会員の中より次年度理事に推薦したい者10名以内を連記し且つ記名捺印の上、密封して選考委員会の指定する日時以内に同時以内に同委員会宛返送しなければならない。

第26条 選考委員会は、前条より送付を受けた推薦用紙を審査し、その中より理事未経験者を2名以上選ばなければならない。選考委員会の指定した日時を経過して到着した推薦用紙は、特別の事情がない限り無効とする。

第27条 次年度監事は、正会員の中から選考委員会において推薦する。

第28条 選考委員会の決議及び評議の内容は公表しない。

第12章 次年度理事長当選者の推薦

第29条 次年度理事定数の残りの数は、次年度理事当選者が推薦する。

第30条 次年度副理事長・同専務理事は、選考された次年度理事予定者および前条により推薦された者の中から次年度理事長当選者が推薦し、理事会の承認を必要とする。

第13章 総会の承認

第31条 選考委員会及び次年度理事長当選者は、それぞれの選考及び推薦した次年度理事・監事候補者名簿を本年度理事長に提出しなければならない。本年度理事長は、前項の名簿を総会に提出しその承認を経なければならない。

第14章 次年度予定者会議

第32条 次年度理事長予定者は、翌年度の事業計画、予算案等に関し、総会の承認を得るために次年度の理事予定者会議を設定しなければならない。同会議においては、翌年度に行う事業案件の討議及び議決を妨げない。

附 則

この規則に定めるもののほか役員選任に関して必要な事項は理事会の議をへて別に定めることができる。本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。

一般社団法人網走青年会議所会計規定

第1章 総 則

- 第1条 (一般社団法人網走青年会議所会計規定)
1. 一般社団法人網走青年会議所（以下本会議所という）は、この規定に準拠して会計処理を行ない、財務計算に関する書類（以下計算書類という）を作成する。
 2. この規定に定めのない事項については、一般に、公正妥当と認められる会計原則に従って会計処理を行ない計算書類は作成する。
- 第2条 (一般原則)
- 本会議所は、次に掲げる原則によって会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。
- (1) 財務及び収支の状況について真実な内容を表示すること。
 - (2) すべての取引について正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
 - (3) 財務及び収支の状況を正確に判断できるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
 - (4) 採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
 - (5) 会計は、すべての収支につき予算統制を行う。
- 第3条 (収益事業会計)
- 収益事業に係わる会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計原則にしたがって行わなければならない。
- 第4条 (計算書類)
- 本会議所が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 正味財産増減計算書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 財産目録
- 第5条 (総額表示)
- 計算書類に記載する金額は総額をもって表示するものとする。ただし、事業活動による収入と支出については、やむを得ない場合は明細表を添付することによって総額をもって表示することが出来る。
- 第6条 (予 算)
1. 収入及び支出は原則として予算に基づいて行わなければならない。
 2. 予算は当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

3. 予算は収入予算及び支出予算から構成されるものとする。
4. 予算は原則として当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。
ただし、当該事業年度中においてこれを変更することが出来る。
5. 予算書の様式は別にこれを定める。

第7条 (会計区分)

特別事業目的のために特別会計を設ける場合は、一般会計及び特別会計の内容をそれぞれ明瞭に区別しなければならない。

第8条 (主要帳簿)

1. 本会議所は、次の主要帳簿を備え、全ての取引を秩序整然と記帳しなければならない。

- (1) 仕訳表
- (2) 総勘定元帳

2. 主要帳簿は、最低10年間整理保管しなければならない。

第9条 (補助簿)

本会議所は、次に掲げる補助簿を備え、関係事項を秩序整然と記帳しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
- (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (4) 会費明細表
- (5) その他

第10条 (帳簿の様式)

会計帳簿は、伝票等の様式によることができる。

第2章 正味財産増減計算書

第11条 (正味財産増減計算書の内容)

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。ただし、正味財産の増減が極めて少額である場合等相当の理由があるときは、正味財産増減計算書を省略することができる。

第12条 (正味財産増減計算書の構成)

正味財産増減計算書は、資産及び負債の各科目別に増加及び減少額を記載して当期正味財産増加額(減少額)を求め、これに前期繰越正味財産額を加算して期末正味財産合計額を表示しなければならない。

第13条 (正味財産増減計算書の様式)

正味財産増減計算書の様式は別にこれを定める。

第3章 貸借対照表

第1節 資 産

第14条 (資産の評価)

資産の評価は、取得価格をもってするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価格と比較して著しく低い価格で取得した資産または贈与された資産の評価は、取得または贈与のときにおける当該資産の取得のために通常要する価格をもってするものとする。

第15条 (減価償却)

固定資産のうち減価償却資産については、減価償却を行わない。

第2節 負 債

第16条 (網 羅 性)

全ての負債は、事実にもとづいて洩れなく計上されなければならない。

第3節 積 立 金

第17条 (積 立 金)

本会議所が将来計画実施する諸活動の支出に充てるため積立金を積み立てることができる。積立金の運用並びに支出は総会の決議により理事長が行う。ただし、当該年度に発生する利息を限度として理事会の決議により支出することができる。

第4節 貸借対照表の記載方法

第18条 (貸借対照表の様式及び記載科目)

貸借対照表の様式及び記載科目に別にこれを定める。

第4章 財 産 目 録

第19条 (財産目録の記載方法)

財産目録には資産の部、負債の部を設け、その差額を正味財産とする。

第20条 (財産目録の様式及び記載科目)

財産目録の様式及び記載項目は別にこれを定める。

第21条 (財産目録の価額)

財産目録の記載する資産及び負債の価額は、帳簿価額とする。

第5章 監 査

第22条 (監事の職務)

監事は、理事の職務の執行を監査するため、法人法第99条乃至第106条に定める権限を有し、義務を負う。

第23条 (監事の定員)

監事の定員は定款第22条の定めによる。

- (1) 2名以上3名以内

第24条 (監事会)

監事はその職務遂行のため監事会を設置することができる。

第25条 (監査報告書)

1. 監事は当該事業年度終了後すみやかに監査報告書を総会に提出するものとする。
2. 監査報告書の様式及び記載事項は別にこれを定める。

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。

一般社団法人網走青年会議所会計細則

第1章 総 則

- 第1条 一般社団法人網走青年会議所（以下「本会議所」という）の会計事務は、別に定めのあるものを除き、本細則の定めるところによる。ここに言う「別に定めのあるもの」とは、定款、会計規定などである。
- 第2条 本細則で金銭とは、現金（硬貨、日本銀行券、小切手、郵便為替証書）および預金をいう。
- 第3条 金銭の出納および保管は、すべて理事長の裁可を得て専務理事の指定する金銭出納担当者が行なう。
- 第4条 金銭出納担当者は、金庫の取り扱いについて次の事項を守らなければならない。
- (1) 保管中の金銭と他の重要書類とを区別して整理すること。
 - (2) 多額の有価証券など、金融機関に預託可能なものは遅滞なく預け入れ、かつ預り証を保管すること。
 - (3) 本会議所に帰属せざる財産を理事長の許可なく金庫に保管しないこと。
 - (4) 金銭出納担当者は、原則としてその保管の責を直接負わないような重要書類を金庫に出し入れする場合、その出し入れに際し、専務理事とともに立ち会わなければならない。
 - (5) 特に、理事長より指示のあったものの保管は、金銭に準じて取り扱うものとする。
- 第5条 金融関係の公印は、必要に応じてすべて理事長の決裁を得て定めるものとする。
- 第6条 取引銀行の新設および変更については、理事長の決裁を得なければならない。
- 第7条 固定資産の購入、改良、売却、除去、貸借などについては、理事長の決裁を得なければならない。

第2章 予算および決算

- 第8条 予算は年度予算とし、予算科目は本会議所の慣行による。
- 第9条 年度予算案は、次の手続きのより作成するものとする。
- (1) 各委員会は、事業計画案に従って適切な予算案を立案し、専務理事に回付する。
 - (2) 専務理事は、各委員会から提出された予算案をとりまとめて総合予算を作り、速やかに理事長に提出し、理事長はこれを理事会に諮問する。
 - (3) 理事会は原案を審議調整して、年度予算案を理事長に答申する。理事長は答申案を審議して総予算案の編成を決定する。

- 第10条 会計規定第6条第4項ただし書きの規定による予算案の変更の手続きは、第9条の定めを準用する。
- 第11条 専務理事は、年度終了後速やかに前年度計算書類を作成し、責任をもって毎年1月中旬に開かれる定時総会の日から15日前までに理事長に提出しなければならない。
- 第12条 計算書類の作成にあたっては、本会議所の慣行の定めるところに従わなければならない。

第3章 収 入

- 第13条 収入すべきことが確定した金額について、請求書を発行すべき時期が到来したならば、担当者は直ちに所定様式の請求書を発行しなければならない。
- 第14条 金銭収納に当たっては、所定様式の領収書を作成交付しなければならない。領収書は、原則として金銭出納担当者が作成し、専務理事がこれに捺印して発行する。
- 第15条 金銭出納担当者以外のものが金銭を受領した場合には、ただちに金銭出納担当者に引き渡さなければならない。
- 第16条 金銭を収納した場合は、金銭出納担当者は入金証憑にもとづいて入金伝票を作成しなければならない。
- 第17条 収納した金銭は、原則として収納当日中に銀行に預け入れなければならない。ただし、締切後に収納した金銭は、翌日に当日分と区分して銀行に預け入れる。
- 第18条 決算期末において金銭収納が未だされていないものであっても、収納すべきことが確定したものは、当期の収入に計上しなければならない。

第4章 支 出

- 第19条 固定資産(耐用年数1年以上で1単位/10万円以上)の購入補修等を行おうとするときは、所定の請求書又はその他適正な証憑に所要事項記載のうえ、専務理事に提出しなければならない。
- 第20条 予算に従って支出しようとするときは、所定の事業計画書又は事業報告書に担当室長の承認を得て、金銭出納担当者に回付する
- 第21条 金銭出納担当者は、前条に定めた所要の決裁ずみの事業計画書または事業報告書に基づき、支出をする。金銭を支払った場合、金銭出納担当者は支出証憑に基づいて出金伝票を作成しなければならない。
- 第22条 金銭出納担当者は、支払いを行ったときには必ず支払先から適正な領収書を徴収して保管しなければならない。適正な領収書の撤収が困難なものについては、専務理事の認印ある内部領収書によることができる。

第23条 金銭支払いの対象となる物品、用役の支払いは、毎月末締とし、支払日は翌月20日とする。ただし、臨時払いの必要のあるものおよび契約による定期払いのものについては、この限りではない。

第24条 決算期末において、金銭支出が未だされていないものであっても、支払うことが確定しているものについては、当期の支払いに計上しなければならない。

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。